

幼保連携型認定こども園設置認可協議案件一覧

- 案件第 1 号 こども園 ちとせ：社会福祉法人チトセ会（山形市）
※私立保育所から移行
- 案件第 2 号 こども園 ののはな：社会福祉法人チトセ会（山形市）
※私立保育所から移行
- 案件第 3 号 なかよしこども園：社会福祉法人高畠仏教昭和会（高畠町）
※私立保育所から移行
- 案件第 4 号 なごみこども園：社会福祉法人高畠仏教昭和会（高畠町）
※私立保育所から移行

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
（設置等の認可）

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（都道府県における合議制の機関）

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

○子育てするなら山形県推進協議会条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する合議制の機関並びに山形県子育て基本条例第8条第2項に規定する事項を処理するための附属機関として、子育てするなら山形県推進協議会を置く。